

令和6年度 請負事業等 労働災害防止重点注意事項

目標：重大災害の撲滅・休業4日以上10件未満

1. 伐倒作業

- ①かかり木処理の禁止事項を行わない
- ②伐倒前に必ず合図を行い、他の労働者がいないことを確認した後に伐倒する
- ③立入禁止区域内での接近作業を行わない
- ④追い口が浮き始めたら、ただちに定めた場所に完全退避する
- ⑤キックバック等、チェンソーの反発力に注意する

2. 重機作業

- ①運行経路を事前に確認する
- ②危険が予測される箇所では誘導者を配置する
- ③シートベルトの着用に努める

3. 架線集材・索道作業

- ①作業索の内角等、危険箇所に立ち入って集材作業等を行わない
- ②荷掛(玉掛)後は、完全退避をした後に合図等を行う

4. 車両の運行

- ①車両を停車させた場合は、逸走防止措置を必ず行う

労働災害の *5 STOP*

1 重大災害を



2 類似災害を



3 災害の連鎖を



4 あせりと手抜きを



5 法令等の違反を



中部森林管理局